新

第4章 雑 則

第4章 雜

第34条 個人データの第三者提供に関する同意

申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に 対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月 日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範 囲に限る。) が提供されることがあることに同意するものとしま す。

$(1) \sim (4)$ (現行どおり)

2. 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社 が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「F ATCA」という。) 上の報告対象として、次の各号のいずれか に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場 合、米国税務当局における課税執行のため、申込書の情報(氏名 /名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口 座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が 米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとし ます。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する 情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https: //www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しており ますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)におい ては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人 情報保護のための措置を全て講じています。

(1)~(3)(現行どおり)

附則

この約款は、2022年4月1日より適用させていただきます。

第34条 個人データの第三者提供に関する同意

申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対 し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、 所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に 限る。) が提供されることがあることに同意するものとします。

旧

$(1) \sim (4)$ (省

2. 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社 が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「F ATCA」という。)上の報告対象として、次の各号のいずれか に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場 合、米国税務当局における課税執行のため、申込書の情報(氏名 /名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口 座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が 米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとし ます。

 $(1) \sim (3)$ (省 略)